

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町案内所・休憩所設置要項

令和 8 年 3 月 2 5 日
総務企画専門委員会決定

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、本町で開催する第 81 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、交通、観光、物産等の案内を行う案内所、憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置運営に関して、必要な事項を定める。

2 案内所の設置

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議の上、主要駅等に設置する。また、受付案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。ただし、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できる。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間とする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、受付案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始の 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- エ 配布物の管理に関すること。
- オ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。

カ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

ア 大会参加者の受付案内及び資料等の配布に関すること。

イ 競技の案内に関すること。

ウ 交通・宿泊及び観光等の案内に関すること。

エ 遺失物及び拾得物の取扱業務及び一時保管に関すること。

オ 迷子等の対応に関すること。

カ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

ア 休憩所の設置及び運営に関すること。

イ 大会参加者等への飲食物等の提供に関すること。

ウ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所・休憩所の設置運営について必要な事項は別に定める。

(2) 本町で開催する競技別リハーサル大会における案内所・休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。